

企業パートナーロゴマーク

使用規約

1. 目的

企業パートナーロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、日本財団に寄付する企業・団体（以下「寄付企業」という。）が、日本財団に寄付する寄付金の活用により日本財団と一緒に日本の未来を創っていくことに賛同したことを示すために、企業パートナーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用していただくために遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークの使用等について

- (1)ロゴマーク使用にあたっては、日本財団の指定する申請フォームに必要事項を入力の上、日本財団から承認する旨の連絡があった場合、または5営業日以内に承認しない旨もしくは確認を要する旨の連絡がない場合には、ロゴマークのデータをダウンロードしてご活用ください。
- (2)ダウンロードしたロゴマークデータについて、使用する権利を第三者に譲渡、担保提供や転貸することはできません。
- (3)ロゴマークは自らの日本財団に対する寄付にかかる取組の普及啓発（寄付企業が寄付していること自体、寄付企業の商品・提供役務の売上の一部が寄付となること、寄付文化の醸成に役立てる内容を含む）に使用できますが、特定の製品の性能を示すものではなく、特定の商品名やブランド名として使用することはできません。
- (4)使用方法、表現については使用される寄付企業の方の責任で、十分にご注意ください。使用に関するクレーム等には、日本財団ドネーション事業部は一切責任を負いかねます。
- (5)次のような使用をすることはできません。かかる使用をしていた場合、日本財団にて、その後の一切の使用を認めないことがあります。
 - ①主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
 - ②寄付行為及び日本財団の正しい理解の妨げとみえるような使用となる場合
 - ③法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - ④不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
 - ⑤特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
 - ⑥商品・サービス等提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして使用する
場合
 - ⑦その他、日本財団ドネーション事業部が不適切と判断する場合

- (6) 寄付企業は、ロゴマークの使用にあたり、自己が日本財団に寄付すること、または寄付したことを示す文言を自社のウェブサイト（ニュースリリース等を含みます）や自社のSNS等に付記・公表の上使用してください。

3. 使用期間

- (1) ロゴマークは、2. により使用することが出来ることとなった日から1年間使用できるものとし、期間満了の1か月前までに使用期間を延長したい旨日本財団の指定する申請フォームにて日本財団に申請し、日本財団から承認する旨の連絡があった場合、または5営業日以内に承認しない旨もしくは確認を要する旨の連絡がない場合、1年間使用期間が延長されるものとし、以後も同様とします。
- (2) 当初の申請時または延長の申請時において、1年より長期間の使用を希望する場合には、申請フォームにその旨及びその理由を記載して下さい。この場合、日本財団から了承する旨の連絡があった場合に、同期間の使用を認めるものとし、以後も同様とします。
- (3) 使用期間満了前にロゴマークの使用を終了させてください。それが困難な場合には、日本財団に事前に通知して、その対応について協議し、日本財団の指示に従ってください。

4. 反社会的勢力の排除

- (1) 寄付企業は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。
- ① 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）であること
 - ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 寄付企業は、日本財団に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて日本財団の信用を毀損し、又は日本財団の

業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3)日本財団は、寄付企業が前2項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちにロゴマークの使用を中止させることができるものとします。

5. 合意管轄裁判所

本使用規約から生じ、または本使用規約に関連した係争にかかる専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

6. 規約の改訂

本使用規約は、日本財団ドネーション事業部により、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知ください。

本活動使用規約の改訂により寄付企業に不利益が生じたとしても、日本財団ドネーション事業部は一切の責任を負わないものとします。

附則

本使用規約は、2024年 1月 10日から施行します。